

議案第 8 号

北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 3 1 年 2 月 2 0 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 8 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「職員に」の次に「前項に掲げる勤務以外の」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。